

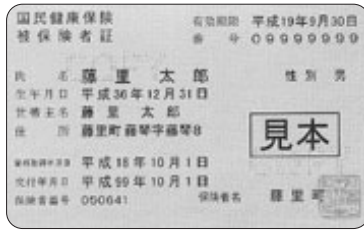
国民健康保険被保険者証の

更新について

現在国保に加入されている皆さんの被保険者証が平成19年10月1日から新しい被保険者証に更新されます。

新しい被保険者証を10月1日までに郵送いたしますので、被保険者証が届き次第、古い被保険者証を役場窓口まで返還してください。

(国保税滞納世帯につきましては郵送いたしませんので、町民生活課健康福祉係までお越しください。)



被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。そこで、受診される方は次のことを必ず守るようにしてください。

1 現在入院中あるいは通院中の方は、平成19年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。

2 70歳以上の方、及び老人保健の適用を受けている方は、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」または「老人保健法医療受給者証」を交付していますので、被保険者証といっしょに保険医療機関等の窓口へ提示してください。

3 10月1日以降新しく国保に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

4 長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

◎資格異動の手続きのときは
社会保険への加入や転出など、国保の資格異動の手続きのときは、速やかに異動する人の被保険者証を役場窓口へ持参してください。また、世帯主の変更や住所変更などのときは、国保に加入する世帯全員の被保険者証を役場窓口へ持参してください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課健康福祉係
☎ (79) 2113 内線135

平成20年4月1日から

国民健康保険制度が変わります

◎70〜74歳(現役並み所得者以外)の自己負担割合が2割に

70〜74歳の方がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者3割となっていました。現役並み所得者以外の方について2割に引き上げられます。現役並み所得者は3割で変わりません。

平成20年3月31日まで

1割

平成20年4月1日から

2割

◎70〜74歳(一般)の自己負担限度額が変更

医療費が高額になったときに支払う自己負担には限度額が設けられています。自己負担割合の変更に伴い70〜74歳(一般)の自己負担限度額が変わります。

平成20年3月31日まで

12,000円

外来(個人ごと)

44,400円

外来十入院(世帯単位)

平成20年4月1日から
外来(個人ごと) 24,600円

・外来十入院(世帯単位)
62,100円(※44,400円)

※過去12カ月以内に外来十入院の自己負担限度額を超えた高額医療費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

◎退職者医療制度の対象者が65歳未満に

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる75歳未満の方とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると、一般の国保の加入者となるため、対象者の方に今回交付される被保険者証は平成20年3月31日に期限切れとなりますので、平成20年4月1日に再度、一般被保険者証を送付いたします。

平成20年3月31日まで

75歳未満

平成20年4月1日から

65歳未満

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課健康福祉係
☎ (79) 2113 内線135